

平成25年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

# 目 次

I	平成25年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
ア	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	8
(2)	専決処分の報告について	17
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	17
イ	損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	17

## I 平成25年警察本部主要施策の概要

昨年の刑法犯認知件数は6,046件で、9年連続して減少し、戦後最多であった平成15年当時と比べて半数以下に減少したものの、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が増加するなど、県民が安全・安心を肌で感じるには至っていない。また、交通事故死者数は32人で、道路交通法が施行された昭和35年以降最少となったものの、依然として多くの方が交通事故で亡くなっている。さらに、南海トラフ巨大地震の発生に際し、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう十分な備えが必要である。

県警察では、本年の運営指針を「県民とともに歩む力強い警察 ～安全・安心とくしまの実現～」と定め、更なる治安の強化に取り組むこととしている。

### 1 身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保

街頭活動を強化するなど身近な犯罪の抑止及び検挙対策を推進するとともに、「犯罪の起きにくい社会づくり」に向け、県民に対する防犯情報の提供や自主防犯活動への参加支援等の施策を推進する。

#### 実施項目

- (1) 身近な犯罪の抑止・検挙
- (2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (3) 少年非行防止・保護総合対策の推進
- (4) 治安を確保するための街頭活動等の推進
- (5) 被害者支援の充実

## 2 重要犯罪等の徹底検挙

犯罪の発生時には、迅速かつ的確な初動捜査を展開し、確実な証拠収集活動を行うとともに、DNA型鑑定等の科学技術を活用し、事件の早期解決を図る。また、潜在する構造的不正の摘発や、暴力団組織の壊滅のための施策を推進する。

実施項目

- (1) 重要犯罪等への的確な対応
- (2) 構造的不正に対する取組の強化
- (3) 組織犯罪対策の推進
- (4) 現場鑑識活動及び科学捜査力の強化

## 3 交通死亡事故の抑止

交通死亡事故抑止のため、関係機関・団体等との連携を強化し、高齢者等に対する交通安全教育をはじめ、交通安全施設の整備、悪質かつ危険性の高い違反に重点を指向した取締り、効果的な運転者講習等を推進する。

実施項目

- (1) 交通事故防止対策の推進
- (2) 安全で快適な交通環境の整備
- (3) 悪質違反に重点を指向した交通指導取締りと適正捜査の推進
- (4) 効果的な運転者対策の推進

#### 4 災害、テロ等緊急事態への対処の強化

自然災害はもとより、事故やテロ等の事態を想定し、初期対応や装備資機材習熟等の訓練を重ねるとともに、関係機関と連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上を図る。

実施項目

- (1) 大規模災害、突発重大事案等への的確な対処
- (2) 国際テロ、対日有害活動に対する諸対策の推進
- (3) 過激派、右翼等による違法行為の防圧・検挙
- (4) 新たな治安事象への的確な対応

#### 5 現場執行力と警察活動基盤の強化

「精強な第一線警察構築のための総合プラン」を策定し、初動警察活動の強化や若手警察官の早期戦力化に向けた諸施策を推進する。

実施項目

- (1) 人的基盤の強化と職員の実務能力の向上
- (2) 時代の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察刷新強化の取組の更なる推進
- (4) 「警察改革の精神」の徹底に向けた施策の確実な推進

## II 提出予定案件

### 1 一般会計予算

#### (1) 歳入歳出予算

##### ア 総括表

(単位：千円)

区 分	25年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	22,013,219	20,759,325	1,253,894	106.0	380,781	938,016	69,782	1,143,974	134,590	150,000	1,852,000	17,344,076

## イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初 予算額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	15,007	14,616	391	102.7	① 公安委員報酬 (5,914) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (9,093)	(5,998) (8,618)
警察本部費	17,521,389	17,983,859	△462,470	97.4	① 給与費 (16,160,204) ② 管理運営費 (1,361,185) 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費	(16,461,364) (1,522,495)
警察施設費	538,538	139,786	398,752	385.3	① 交番・駐在所等整備事業費 (77,313) ② 警察署整備事業費 (454,949) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (6,276)	(91,398) (47,388) (1,000)
運転免許費	1,822,448	668,099	1,154,349	272.8	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 (545,548) 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費 ② 自動車運転免許センター等整備事業費 (1,276,900)	(488,099) (180,000)
恩給及び退職年金費	49,201	56,083	△6,882	87.7	① 恩給費 (49,201) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(56,083)

警察活動費	2,066,636	1,896,882	169,754	108.9	① 警察装備費	(191,760)	(187,046)	
					警察装備の整備及び運営に要する経費			
					② 一般警察活動費	(484,650)	(510,645)	
					地域活動（交番、駐在所等）等に要する経費			
					③ 刑事警察費	(293,498)	(226,026)	
					犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費			
					④ 交通指導取締費	(199,138)	(209,050)	
交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費								
合計	22,013,219	20,759,325	1,253,894	106.0	⑤ 交通安全施設整備事業費	(887,428)	(753,953)	
					ア 国補対象事業費	(201,124)	(187,462)	
					イ 県単独事業費	(331,365)	(217,429)	
					ウ 維持補修費	(354,939)	(349,062)	
					⑥ 道路交通情報提供費	(10,162)	(10,162)	

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
警察本部庁舎防災機能強化事業 工事請負等契約	平成26年度	292,122				292,122
警察本部電子計算機等賃貸借契約	自 平成26年度 至 平成30年度	268,266			268,266	
運転免許証作成システム電子計算機 賃貸借等契約	自 平成26年度 至 平成30年度	689,934			689,934	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

##### (ア) 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、遊技機の検定等に係る手数料の額を改める必要がある。

##### (イ) 改正の概要

- a 遊技機の検定等に係る手数料の額を改めることとした。
- b 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表のとおりである。

##### (ウ) 施行日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 別 表

(単位：円)

手数料の種類	区 分		改正前	改正後		
遊技機認定手数料	1 遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする場合		2,700	2,200		
	2 検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合		2,720	4,340		
	3 1又は2の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	(1) ぱちんこ遊技機	ア 特定装置が設けられているもの（連続して作動させることができるものに限る。）	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,700	35,000
				(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	8,200	16,300
			イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	24,700	29,000
				(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	8,200	16,300
			ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	5,900	14,400	
		(2) 回胴式遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	59,700	59,000	
			イ アに掲げるもの以外のもの	14,700	23,000	
		(3) アレンジボール遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	30,700	35,000	
イ アに掲げるもの以外のもの	10,800		19,000			

手数料の種類	区 分			改正前	改正後	
遊技機認定手数料	3 1又は2の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	(4) じゃん球遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	30,700	35,000	
			イ アに掲げるもの以外のもの	10,800	19,000	
		(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	24,700	29,000	
			イ アに掲げるもの以外のもの	3,680	12,600	
遊技機検定手数料	1 型式試験を受けた型式について検定を受けようとする場合			6,300	3,900	
	2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合			18,000	6,300	
	3 1又は2の型式以外の型式について検定を受けようとする場合	(1) ぱちんこ遊技機	ア 特定装置が設けられているもの（連続して作動させることができるものに限る。）	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,530,000	1,435,000
				(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	296,000	438,000
			イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,141,000	1,128,000
				(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	296,000	438,000
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの			174,000	338,000		

手数料の種類	区 分		改 正 前	改 正 後	
遊技機検定手数料	3 1又は2の型式以外の型式について検定を受けようとする場合	(2) 回胴式遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,816,000	1,621,000
			イ アに掲げるもの以外のもの	399,000	479,000
		(3) アレンジボール遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,193,000	1,148,000
			イ アに掲げるもの以外のもの	349,000	482,000
		(4) じゃん球遊技機	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,192,000	1,147,000
			イ アに掲げるもの以外のもの	348,000	481,000
遊技機試験手数料	1 ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	(1) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	32,300	43,300
			イ アに掲げるもの以外のもの	8,100	23,100
		(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	25,300	36,300
			イ アに掲げるもの以外のもの	8,100	23,000
		(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	5,700	21,000	

手数料の種類	区 分		改正前	改正後		
遊技機試験手数料	2 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	62,300	68,300		
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの	15,300	30,300		
	3 アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,300	42,300		
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの	10,800	26,300		
	4 じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,300	42,300		
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの	10,800	26,300		
	5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	25,300	36,300		
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの	3,300	19,100		
	型式試験手数料	1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	(1) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,524,200	1,442,000
				イ アに掲げるもの以外のもの	290,200	445,000

手数料の種類	区 分		改 正 前	改 正 後	
型式試験手数料	1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	(2) 特定装置が設けられているもの（(1)に掲げるものを除く。）	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,135,200	1,135,000
			イ アに掲げるもの以外のもの	290,200	445,000
		(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		168,200	345,000
	2 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの		1,810,200	1,628,000
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの		393,200	486,000
	3 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの		1,187,200	1,155,000
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの		343,200	489,000
	4 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの		1,186,200	1,154,000
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの		342,200	488,000

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
風俗営業許可申請手数料	1 ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき	(1) 三月以内の期間を限って営む営業	16,000	15,000
		(2) その他の営業	27,000	25,000
	2 ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき	(1) 三月以内の期間を限って営む営業	16,000 +20× $\alpha$ +(□-2,700) × $\beta$	15,000 +2,800 (特定未認定遊技機がある場合は5,600) +2,400× $a$ +40× $\alpha$ +(□-8,000) × $\beta$
		(2) その他の営業	27,000 +20× $\alpha$ +(□-2,700) × $\beta$	25,000 +2,800 (特定未認定遊技機がある場合は5,600) +2,400× $a$ +40× $\alpha$ +(□-8,000) × $\beta$

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
風俗営業許可申請手数料	3 ぱちんこ屋等以外の風俗営業について許可を受けようとする場合	(1) 三月以内の期間を限って営む営業	15,000	14,000
		(2) その他の営業	27,000	24,000
遊技機変更承認申請手数料	1 遊技機の変更について承認を受けようとする場合で認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき		3,400	2,400
	2 遊技機の変更について承認を受けようとする場合で認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき		$3,400 + 20 \times \alpha + (\square - 2,700) \times \beta$	5,200 (特定未認定遊技機がある場合は8,000) $+ 40 \times \alpha + (\square - 8,000) \times \beta$
手数料条例別表第一の備考関連	遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする者が県内において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の加算額		0	0
	検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする者が県内において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の加算額		20	40
	遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする者が県内において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の遊技機認定手数料からの減算額		2,700	8,000

手数料の種類	区 分	改 正 前	改 正 後
手数料条例別表第一の備考 関連	遊技機について遊技機試験を受けようとする者が県内において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における2台目以降の遊技機試験手数料からの減算額	2,300	14,300
	許可を受けようとする者が県内において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る風俗営業許可申請手数料からの減算額	9,300	8,600
	滅失特例が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における風俗営業許可申請手数料への加算額	7,400	6,800

※（凡例）

- a：特定未認定遊技機（認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機でないもの）の型式数
- $\alpha$ ：認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機の台数
- $\beta$ ：特定未認定遊技機の台数
- ：手数料条例別表第一の九の項の3に定める額

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
徳島市在住 1名	112,000円	平成24年11月20日	徳 島 市 地 内	平成25年 2月 5日	物 損	刑 事 部 捜 査 第 二 課
		捜査用車両が駐車場で後退中に車両に衝突したもの				

イ 損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	取締年月日	取締場所	専決処分年月日	取締種別	所 属
		事 故 概 要				
岡山県総社市在住 1名	265,720円	平成21年 4月 6日	徳 島 市 地 内	平成25年 2月 5日	道交法違反	徳 島 北 警 察 署
		規制の最高速度を誤認したまま速度違反の取締りを行ったことにより損害を与えたもの				